

令和 8 年 7 月 2 3 日 宣告 秋田地方裁判所刑事部判決

令和 8 年（わ）第 3 3 号 常習賭博、業務上横領、有印私文書偽造及び同行使被告
事件

主 文

被告人を懲役 3 年に処する。

この裁判が確定した日から 4 年間その刑の執行を猶予する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、

第 1 [常習賭博：本件起訴状の公訴事実第 1 に対応する事実]

常習として、令和 5 年 4 月 7 日から同年 9 月 2 0 日までの間、多数回にわたり、秋田県、新潟県又はその周辺において、自己のスマートフォンを使用するなどし、インターネット上に開設されていたオンラインカジノサイトである「A」に接続をした上、同サイトを運営していた氏名不詳者らを相手方として現金に交換可能な同サイト内のポイントを賭け、「バカラ」と称する賭博をした

第 2 [業務上横領：本件起訴状の公訴事実第 2 に対応する事実]

令和 5 年 3 月 2 7 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間、秋田県横手市 a 字 bc 番地 d 所在の国家公務員合同宿舎である「B」の居住者により組織された C 組合の管理当番として同組合の共益費の管理、出納等の業務に従事し、同日以降も、株式会社 D 銀行 E 支店に開設された同組合管理当番 F 名義の普通預金口座の名義を後任の管理当番の名義に変更した同年 5 月 9 日までの間、同組合の前管理当番として引き続き同口座の預金通帳を管理する業務に従事していたものであるが、別表各記載のとおり、令和 5 年 4 月 7 日から令和 7 年 4 月 2 8 日までの間、7 1 回にわたり、同市 e 町 f 番 g 号所在の同支店ほか 5 か所において同口座から現金合計 3 1 2 万円を払い戻し、これを同組合のため業務上預かり保管中、令和 5 年 4 月 7 日

から令和7年5月1日までの間、127回にわたり、同市h町i番j号所在のGH店ほか26か所において、いずれも自己の用途に費消する目的で、前記現金のうち合計278万5200円を、各所に設置された現金自動預払機を使用して、I銀行株式会社J支店に開設していた被告人名義の普通預金口座ほか3口座に入金し、又は決済サービス「K」の同人管理のアカウントに入金してこれを着服し、もって横領した

第3 [有印私文書偽造、同行使：本件起訴状の公訴事実第3に対応する事実]

前記第2の犯行の発覚を免れる目的で、令和7年5月9日頃から同月13日頃までの間、新潟県新潟市k区lm丁目n番o号p所在の被告人方において、行使の目的で、タブレット端末のカメラ機能を用いて、D銀行作成名義の前記普通預金口座に係る預金取引明細表を撮影してその画像データを作成した後、アプリケーションソフトを利用して、その画像データの「取扱日（年月日）」欄、「摘要」欄、「出金（円）」欄、「入金（円）」欄、「残高（円）」欄等に記録されていた前記別表記載の払戻日時及び払戻額等に係る記録等を削除するなどし、さらに、これを複合機を用いて出力して印刷し、もって、同銀行作成名義の預金取引明細表1通を偽造した上、同日、同市中央区^{がっこうちょうどおり}学校町通1番町1所在の新潟簡易裁判所簡裁裁判官室において、後任の同組合管理当番であるLに対し、複合機により作成した前記偽造に係る預金取引明細表1通のPDFデータ1点を、あたかも、その元となった前記偽造に係る預金取引明細表1通が真正に成立したもののよう装って、被告人が職務上使用するパーソナルコンピュータを用いて電子送信し、その頃、秋田県横手市城南町^{しろみなみまち}2番1号所在の秋田地方裁判所横手支部1階書記官室において、前記Lをして、同人が職務上使用するパーソナルコンピュータの画面に前記PDFデータ1点を表示させて閲覧させ、もって前記偽造に係る預金取引明細表1通を行使した

ものである。

（量刑の事情）

本件は、被告人がオンラインカジノで常習的に賭博をした上（判示第1の事実）、公務員宿舍の当番として管理していた共益費を横領し（第2の事実）、その発覚を免れるべく預金口座の明細表を偽造して後任者に示した（第3の事実）事案である。

まず量刑の中心となるべき業務上横領の点についてみるに、被告人は2年以上の長期間にわたって多数回の着服を繰り返し、合計278万円あまりと高額の被害を生じさせたもので、犯行の態様・結果のいずれからしても犯情は悪質なものである。また、賭博についても、横領や借入で資金を用意してまで昼夜これに耽溺しており、常習性が顕著というほかなく、社会の健全な経済観念を害したことは明らかである。そして、文書偽造と行使は、先の着服を隠蔽する不当な意図に基づく上に、精巧な外観を作り出し、送付を受けた後任者をして正規の書面と誤信させるなど、高度の正確性を期待される預金取引明細表の信用を損なう犯行として量刑上看過できない。

さらに、被告人は簡易裁判所判事として法の適用及び執行を担っており、法令の遵守を特に強く求められる立場にあった以上、その信頼に反した点で批判を免れず、責任が加重されることも已むを得ない。尤も、一連の犯行に職業上の地位や権限を悪用した要素は見出し難いから、その程度には一定の限界があるというべきである。

次いで被告人のために斟酌すべき事情を検討すると、横領事件の被害全額が弁償された点は、財産犯たる同罪の性質上、十分評価する必要がある。また、被告人は各公訴事実を認め、付随的事情や経緯についても不利な内容を含めて説明するなど反省の態度を示している。立場上当然ながら前科がなく、各種の社会的非難に直面していること、老親や元妻が今後の支援を約束していること等の事実も認められる。

以上を総合した上で他の事案との均衡も考慮した結果、本件では被告人に対する刑の執行を猶予しつつ、その期間は標準より長期に設定することが相当と判断した。

（求刑　—　懲役3年）

令和8年7月23日

秋田地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 岡 田 龍 太 郎